

2. 協議会の目的、検討体制

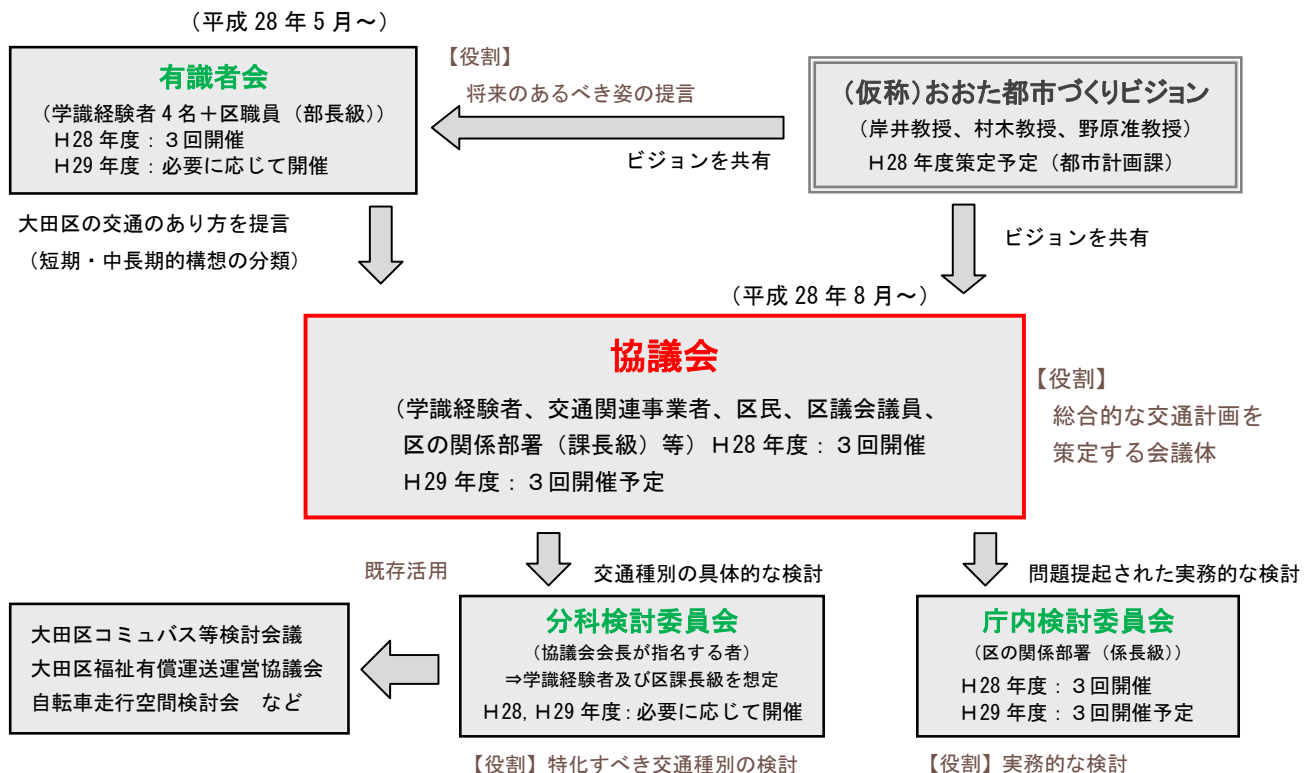
(1) 協議会の目的

交通政策基本法（平成 25 年法律第 92 号）第 15 条に規定する交通政策基本計画に基づき、交通に関する施策をまちづくり、観光振興等の視点を加えながら、総合的かつ計画的に実施するため、大田区交通政策基本計画推進協議会を設置し、平成 28 年度、29 年度の 2 か年で計画を策定することとします（要綱第 1 条参照）。

(2) 検討体制

学識経験者と区職員から構成される「有識者会」、学識経験者や交通関連事業者、道路管理者、交通管理者、関係団体、区民等から構成される「協議会」、「分科検討委員会」、区の関係部署から構成される「庁内検討委員会」を設置し、広く意見を聞きながら検討を進めます。

■大田区交通政策基本計画の検討体制



大田区交通政策基本計画推進協議会設置要綱

28 ま計発第 10155 号
平成 28 年 4 月 28 日区長決定
改正 28 ま計発第 10556 号
平成 28 年 7 月 14 日区長決定

(目的)

第 1 条 交通政策基本法（平成 25 年法律第 92 号）第 15 条に規定する交通政策基本計画に基づき、交通に関する施策をまちづくり、観光振興等の視点を加えながら、総合的かつ計画的に実施するため、大田区交通政策基本計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 鉄道、バス、水上交通、自動車、自転車、歩行者その他新たなモビリティ等の幅広い交通手段に関わる施策を総合的に網羅した計画の検討
- (2) 交通のみに着目した計画ではなく、まちづくり、地域開発、観光、子育て、福祉、環境、産業振興等に関わる課題を踏まえた計画の検討
- (3) 施設整備及び交通の利便性向上に関する啓発、推進方法等を含めた計画の検討
- (4) 長期ビジョンを見据えた具体的なプロセス等の検討
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(組織)

第 3 条 協議会は、区長が委嘱する委員 50 人以内をもって組織する。

2 協議会の委員（以下「協議会委員」という。）は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元自治会、商店街、協会の代表者
- (3) 鉄道事業者の代表者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 舟運事業者の代表者
- (6) 交通管理者の代表者
- (7) 国土交通省職員
- (8) 東京都職員
- (9) 大田区議会議員
- (10) 大田区職員
- (11) 前号に掲げる者のほか特に区長が認める者

(会長)

第 4 条 協議会は、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、協議会委員の互選により選出する。
- 3 会長は、副会長を指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合はその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長又は第11条に規定する事務局が必要と判断した場合に随時招集する。

- 2 協議会の議事は、出席協議会委員の過半数以上で決し、可否同数のときは会長が決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため協議会に出席することができない協議会委員は、会長の了解を得て、同一の団体又は機関に所属する者に出席を委任することができる。
- 4 会長は、必要に応じて協議会委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 会長は、第3条第2項に掲げる者のほか、協議会の運営上必要と認める者を協議会委員として加えることができる。
- 6 会長が必要と認める場合は、協議会に委員会、部会等を置くことができる。

(任期)

第6条 協議会委員の任期は、2年以内とし、協議会委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(有識者会)

第7条 会長は、将来的な交通のあり方や構想を協議会へ提言させるため、大田区交通政策基本計画推進有識者会（以下「有識者会」という。）を設置し、専門的見地から検討された施策を実施計画に反映することができる。

- 2 有識者会の委員（以下「有識者会委員」という。）は、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
- 3 有識者会委員は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 大田区職員
- 4 有識者会に座長及び副座長を置く。
- 5 座長は、有識者会委員の互選により選出する。
- 6 座長は、副座長を指名する。
- 7 座長及び副座長は、学識経験者とする。
- 8 座長は、有識者会を代表し、会務を総括する。
- 9 副座長は、座長を補佐し、座長に事故がある場合はその職務を代理する。

10 有識者会は、座長又は第11条に規定する事務局が必要と判断した場合に随時招集する。

11 有識者会の議事は、出席有識者会委員の過半数以上で決し、可否同数のときは座長が決するところによる。

12 やむを得ない理由のため有識者会に出席することができない有識者会委員は、座

- 長の了解を得て、同一の団体又は機関に所属する者に出席を委任することができる。
- 13 座長は、必要に応じて有識者会委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 14 座長は、第3項に掲げる者のほか、有識者会の運営上必要と認める者を有識者会委員として加えることができる。
 - 15 有識者会委員の任期は、2年以内とし、有識者会委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- (庁内検討委員会)

第8条 会長は、各事業に関する施策と交通政策との詳細な調整を図るため、大田区交通政策基本計画推進庁内検討委員会(以下「庁内検討委員会」という。)を設置し、協議会から問題提起された実務的な内容について、調整、検討等を行わせることができる。

- 2 庁内検討委員会の委員は、会長が指名した大田区職員とする。
 - 3 庁内検討委員会の運営に関して必要な事項は、まちづくり推進部長が別に定める。
- (分科検討委員会)

第9条 会長は、交通種別ごとに特化する内容の討議及び検討を行なうため、大田区交通政策基本計画推進分科検討委員会(以下「分科検討委員会」という。)を設置し、個別具体的な専門事項の調査、検討等を行わせることができる。

- 2 分科検討委員会の委員は、会長が指名した学識経験者その他の者とする。
 - 3 分科検討委員会の運営に関して必要な事項は、まちづくり推進部長が別に定める。
- (謝礼)

第10条 学識経験者に対する謝礼は、次の各号に掲げる者に対し、協議会、有識者会及び分科検討委員会の開催ごとに当該各号に定める額を支払うものとする。

- (1) 会長及び座長 日額 2万2,000円
 - (2) 学識経験者(前号の者を除く。) 日額 2万円
- (事務局)

第11条 協議会に関する事務局は、まちづくり推進部都市計画課に置く。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、まちづくり推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年7月15日から施行する。

大田区交通政策基本計画推進協議会実施要領

28 ま計発第 10651 号

平成 28 年 7 月 8 日まちづくり推進部長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、大田区交通政策基本計画推進協議会設置要綱（平成 28 年 4 月 28 日付け 28 ま計発第 10155 号区長決定。以下「要綱」という。）第 12 条の規定に基づき、協議会の運営に必要な事項を定めるものとする。

(協議会の公開)

第 2 条 協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(傍聴)

第 3 条 傍聴人の定員は、15 人以内とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 酩酊していると認められる者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、協議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(遵守事項)

第 4 条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 協議会における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てること等により協議会を妨害しないこと。
- (3) 飲食、喫煙及び談話をしないこと。
- (4) ゼッケン、たすき等を着用すること又は旗、プラカード等掲げること等の示威的行為をしないこと。
- (5) 携帯電話を使用しないこと。
- (6) その他協議会の妨害となるような行為をしないこと。

(禁止事項)

第 5 条 傍聴人は、協議会において、撮影、録音等を行ってはならない。

(違反に対する措置)

第 6 条 会長は、前 2 条に規定する事項を守らず、協議会の進行上支障があると認める傍聴人に対し、退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により、会長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴券の交付等)

第7条 協議会を傍聴しようとする者は、協議会開催ごとに大田区交通政策基本計画推進協議会傍聴券（別記様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受け、これを所持しなければならない。

2 傍聴券は、協議会当日に先着順により、一人につき1枚交付する。

3 傍聴券の交付を受けた者は、受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

4 傍聴券の交付を受けた者は、会議室に入場の際、当該傍聴券を係員に提示し、指定された傍聴席につかなければならない。

5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、当該傍聴券を係員に返還しなければならない。

（会議録の作成）

第8条 会議録は、会議終了後速やかに大田区まちづくり推進部都市計画課が作成する。

2 会議内容の記述は、次に掲げる内容を含むものとする。

（1）議題及び議事概要

（2）出席した委員の氏名

（3）発言者及び発言内容

（4）その他会長が必要と認めた事項

（会議録の公開）

第9条 会議録は、会長の承認により公開する。

2 会議録の公開は、大田区ホームページへの掲載により閲覧に供することとする。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、まちづくり推進部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成28年7月15日から施行する。

大田区交通政策基本計画推進協議会 傍聴券

傍聴人注意事項

傍聴人は、以下の遵守事項及び禁止事項を守り、係員の指示に従ってください。

（遵守事項）

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 協議会における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- （2） 騒ぎ立てること等により協議会を妨害しないこと。
- （3） 飲食、喫煙及び談話をしないこと。
- （4） ゼッケン、たすき等を着用すること又は旗、プラカード等を掲げること等の示威的行為をしないこと。
- （5） 携帯電話を使用しないこと。
- （6） その他協議会の妨害となるような行為をしないこと。

（禁止事項）

第5条 協議会において、撮影、録音等を行ってはならない。